

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法(定額法)）

② 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品等……………先入先出法による低価法

② 販売用土地……………個別法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- 有形固定資産（リース資産を除きます）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 22 年～50 年

工作物 15 年～60 年

物品 4 年～17 年

- 無形固定資産（リース資産を除きます）…定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5 年)に基づく定額法。)

- リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - …………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - …………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権について、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- 退職手当引当金

期末日に在職する職員の自己都合要支給額から、組合への負担金の加入時以降の累計額から既に退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金としています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。ただし、水道事業会計、公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計は税抜方式によっています。
- 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じ

ています。

- 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

(1) 全体財務書類対象団体（会計）

- 対象範囲（対象とする会計名）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計 （事業勘定）	特別会計	全部連結	—
国民健康保険特別会計 （直営診療施設勘定）	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
公共下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
農業集落排水事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—

特別会計等の連結の方法は次のとおりです。

特別会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

- 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けて

いない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

- 表示単位未満の取扱い
各項目の金額を千円未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

以上